（別紙１）

応急的報酬単価の配慮措置適用に係る指定申請時の確認と伝達手順について（障害福祉サービス）

指定申請時には、以下の （ア） ～ （カ） の手順を確認した上で、応急的報酬単価の配慮措置について運用されたい。

1.指定申請の流れ

都道府県等の指定権者

事前相談

指定申請事業者

申請書類の提出

申請書類の確認

所在地、登記事項、建物の概要図等、運営規程、勤務体制、協力機関等、その他の人員基準、設備基準、運営基準に係る事項　等

審査

・申請書類の内容確認
・必要に応じて現地確認等

結果

指定書（通知）の発行と送付

受取

指定日：R8.6.1～開設

サービス開始

事業所

（ア） 適用有無の確認と伝達

配慮措置
①中山間・離島地域等
②自治体が客観的に必要であるとした事業所

（オ） 事業所台帳登録等

以降、継続的に指定に係る業務等に対応。
・体制状況一覧表をシステムに入力、随時、更新

データ連携

配慮措置
③特定の体制を有する事業所の情報を連携
（事業所異動（訂正）連絡票情報にて連携）

※上図は概略した例図であり、指定に係る手順の全てを記載しているものではありません。

2.応急的報酬単価における配慮措置の確認と伝達

（イ）

指定権者は、新規指定事業所の配慮措置①又は②の適用の有無について**確認**すること。

【配慮措置①】
中山間・離島地域等
・居宅介護等の特別地域加算の対象となる地域にある事業所

【配慮措置②】
自治体が客観的に必要であるとした事業所
・公募 によりサービスが不足する地域に設置する事業所
・自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

（ウ） 連携と確認

指定権者は、必要に応じ、事業所が住所地をおく市町村に①②の事項について該当有無の確認を行い、適用有無を判断する。

（エ）

指定権者は、配慮措置の対象となる事業所を指定した際は、指定申請事業者及び指定権者の属する都道府県内の市町村に**伝達**すること。
（伝達については、**参考様式**を確認いただきたい）

事業者・市町村に伝達

市町村

※事業者・給付の実施主体の市町村の双方が、配慮措置が適用される事業所を認識した上で、請求・審査を行う。（居住地特例等、伝達の範囲に限界もあるため、市町村からの問合せには随時対応されたい）

（カ） **【特定の体制を有する場合の配慮措置③】一次審査で対応**

対象：特定の体制を有する事業所及び特定の加算を算定する利用者

体制状況一覧表において、以下の項目が「あり」となっている場合（該当する場合）にあっては、応急的報酬単価の対象外となり、当該月において、事業所単位でシステムチェックから除外される。
（就B・GH共通）
・視覚・聴覚障害者支援体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
・高次脳機能障害者支援体制加算

※以下の項目については、当該月の請求明細書（受給者単位）の内容により、利用者単位でシステムチェックから除外される。
（就B・GH共通）医療連携体制加算（Ⅳ）
（　GHのみ　）重度障害者支援加算（Ⅰ）・（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算

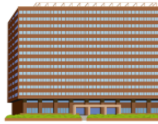

国保連合会